

第65回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第65期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 事業報告

会社の株式に関する事項	1頁
新株予約権等に関する事項	2頁
会計監査人の状況	3頁
業務の適正を確保するための 体制等の整備についての決議の内容の概要	4頁
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	7頁
株式会社の支配に関する基本方針に関する事項	7頁

2. 連結計算書類

連結貸借対照表	9頁
連結損益計算書	10頁
連結株主資本等変動計算書	11頁
連結注記表	12頁

3. 計算書類

貸借対照表	23頁
損益計算書	24頁
株主資本等変動計算書	25頁
個別注記表	26頁

4. 監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告	35頁
計算書類に係る会計監査報告	37頁
監査等委員会の監査報告	39頁

1. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 110,000,000株

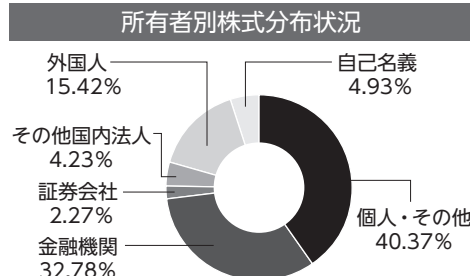
(2) 発行済株式の総数 28,611,900株
(自己株式1,411,207株を含む)

(3) 株主数 11,719名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,232,000株	15.56%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,871,596	6.88
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000	5.22
アイティフォー社員持株会	985,100	3.62
K I A F U N D 1 3 6	684,000	2.51
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	589,033	2.17
明治安田生命保険相互会社	551,400	2.03
吉 田 知 広	536,700	1.97
株 式 会 社 横 浜 銀 行	500,000	1.84
村 上 英 志	361,000	1.33

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は自己株式1,411,207株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。なお、自己株式には、株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式123,796株は含めておりません。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。



- (5) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	2017年6月21日
発 行 決 議 の 日	2017年9月13日
新 株 予 約 権 の 数	60個
保 有 人 数	当社取締役（監査等委員である者を除く。）4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	6,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に対して出資される財産の価額	1株当たり642円
新株予約権の行使期間	2019年9月16日から 2024年9月15日まで

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人、子会社役員および使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会計監査人の報酬等の額(注)	37,500千円
当社および当社子会社が支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	37,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置および監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は当社および子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会および監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ③ コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社および各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存および管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程および職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社および子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ② 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ推進委員会」、「オフィス効率化・環境整備推進委員会」、「品質・安全管理推進委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および子会社の経営等に関する重要事項については、法令および定款の定めに従い、原則毎月1回および必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
- ③ 取締役（監査等委員である者を除く。）は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
- ② 子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導および監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を行う。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事（異動、評価、懲戒等）については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。
- ③ 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社および子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社および各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役（監査等委員である者を除く。）は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられることがないように取り計らう。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保するものとする。

5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

主な会議の開催状況は、取締役会は21回、監査等委員会は17回、業務執行委員会は22回開催いたしました。その他、任意の諮問委員会である指名・報酬委員会は3回開催いたしました。

各取締役は、取締役会において各議案の審議や報告を通じて取締役の職務執行を監督するとともに執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮監督下、各自の権限と責任の範囲で職務を執行し、業務執行委員会に適宜報告を行っております。

監査等委員である取締役は取締役会および業務執行委員会等の重要な会議に出席して会社の状況を把握するとともに内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人（子会社含む）の職務の執行状況を監査しております。

内部監査室は、当社および子会社の内部統制システムの整備・運用状況について計画的にモニタリングを実施し、当社代表取締役社長および当社取締役会に報告を行っております。新たな対応が必要となった事項については、是正処置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

子会社については、当社の取締役または執行役員が兼務役員として子会社の取締役会に出席し事業の進捗報告を受けるほか、子会社の業務の適正を確保するための情報共有、指導および支援を行っており、各社の業態やリスクの特性に応じたリスク管理を実施しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、長期に亘り安定して培ってきた信頼や技術力を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させることができる者であることが必要と考えております。

当社は、公開会社として、当社株式の自由な売買を認めることは当然のことであり、特定の者またはグループによる大量買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かの最終的な判断は、当社株式を保有する株主の皆様にご委ねされるべきものと考えております。しかしながら、当該大量買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な手段を講じることにより、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を確保することが必要であると考えます。

(2) 基本方針の実現のための取組みの内容

① 経営理念の改訂、パーパスの策定

当社は、2022年12月に創業50周年を迎えるにあたり、49年目の創業記念日である2021年12月2日より、新しい経営理念『「寄り添うチカラ」で人々の感動と笑顔を生み出す』とパーパス（存在意義）「地方創生による社会貢献を通してすべての人や企業にサプライズを提供し、持続可能な未来の発展に貢献します」の適用を開始し、これまで培ってきたシステム（IT）と業務（BPO）のノウハウを通じて広く社会に有益な存在であり続けることを目指して企業活動を推進しています。

② 中期経営計画「FRY ON 2026」の遂行

2024年度から2026年度の3カ年を対象とした第4次中期経営計画「FLY ON 2026」がスタートいたしました。既存事業を力強く発展させ、新規事業で飛躍的に成長するというテーマを掲げ、売上高280億円、営業利益48億円、ROE・ROIC15%以上を目指してまいります。

③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の透明・公正な経営体制を構築し、迅速・果断な意思決定に基づく効率的な業務執行を推進していき、また適時適切な情報開示を実施することによって、ステークホルダーの皆様の満足を実現し、当社グループの企業価値を永続的に向上させることが企業経営の要であると考えます。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記の基本方針のもと、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、「当社株式の大規模買付行為への対応策（「買収防衛策」）」を導入し、必要に応じ内容の改定を行い継続してまいりましたが、2022年5月12日開催の当社取締役会決議により、当社第63回定時株主総会終結の時をもって、買収防衛策を継続せず、廃止いたしました。

なお、当社は買収防衛策廃止後も、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見などを開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法およびその他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(4) 上記各取り組みに対する当社取締役会の判断

当記(2)および(3)に記載の取り組みは企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させる取り組みであり、上記(1)の基本方針に沿うものであります。また、当社取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,498,389	流 動 負 債	4,878,791
現金及び預金	4,356,350	買掛金	1,187,216
受取手形、売掛金及び契約資産	4,539,168	未払法人税等	748,346
有価証券	9,599,513	賞与引当金	640,650
棚卸資産	686,100	契約負債	1,017,321
その他	317,256	その他	1,285,257
固 定 資 産	4,497,973	固 定 負 債	280,906
有 形 固 定 資 産	832,927	退職給付に係る負債	209,214
建物及び構築物	371,674	株式給付引当金	67,414
機械装置及び運搬具	16,891	長期未払金	4,278
土地	149,565		
建設仮勘定	25,156	負 債 合 計	5,159,698
その他	269,640	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	430,950	株 主 資 本	17,882,902
のれん	7,437	資本金	1,124,669
その他	423,513	資本剰余金	1,221,189
投資その他の資産	3,234,095	利益剰余金	16,798,657
投資有価証券	2,479,046	自己株式	△1,261,612
繰延税金資産	99,833	その他の包括利益累計額	947,139
その他	655,215	その他有価証券評価差額金	952,183
		繰延ヘッジ損益	2
		退職給付に係る調整累計額	△5,046
		新株予約権	6,622
		純 資 産 合 計	18,836,664
資 産 合 計	23,996,362	負債及び純資産合計	23,996,362

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2023年4月1日)
(至2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	20,652,793
売上原価	12,899,218
売上総利益	7,753,575
販売費及び一般管理費	4,015,893
営業利益	3,737,681
営業外収益	
受取利息	3,616
受取配当金	58,964
持分法による投資利益	20,970
雑収入	39,194
営業外費用	
支払手数料	7,619
固定資産除却損失	2,699
雑損失	3,618
経常利益	3,846,490
特別利益	
新株予約権戻入益	2,750
税金等調整前当期純利益	3,849,240
法人税、住民税及び事業税	1,114,790
法人税等調整額	△36,203
当期純利益	2,770,652
親会社株主に帰属する当期純利益	2,770,652

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日
至2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,124,669	1,367,439	15,403,603	△1,179,155	16,716,556
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△835,313		△835,313
親会社株主に帰属する当期純利益			2,770,652		2,770,652
自 己 株 式 の 取 得				△900,027	△900,027
自 己 株 式 の 処 分		△10,785		141,820	131,035
自 己 株 式 の 消 却		△675,750		675,750	-
利益剰余金から資本剰余金への振替		540,285	△540,285		-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△146,250	1,395,053	△82,456	1,166,346
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	16,798,657	△1,261,612	17,882,902

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	428,436	1,158	△871	428,723	22,390	17,167,670
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△835,313
親会社株主に帰属する当期純利益						2,770,652
自 己 株 式 の 取 得						△900,027
自 己 株 式 の 処 分						131,035
自 己 株 式 の 消 却						-
利益剰余金から資本剰余金への振替						-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	523,747	△1,156	△4,175	518,415	△15,767	502,647
連結会計年度中の変動額合計	523,747	△1,156	△4,175	518,415	△15,767	1,668,994
当 期 末 残 高	952,183	2	△5,046	947,139	6,622	18,836,664

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	4社
連結子会社の名称	株式会社アイ・シー・アール 株式会社シー・ヴィ・シー 株式会社イーブ 株式会社シディ

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数	1社
会社の名称	株式会社アイセル

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算期の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

(ロ) 棚卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(ハ) デリバティブ取引

時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については定額法）によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(ロ) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(ハ) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く）への当社株式又は金銭の給付に備えるため、当連結会計年度末の株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

(イ) 収益および費用の計上基準

システム開発・販売セグメント

主にシステム機器販売、受注制作のソフトウェアに係る開発案件のサービスを提供しております。

受注制作のソフトウェアに係る開発案件に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗率に基づき収益を認識しております。進捗率の測定は、期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

システム機器販売に係る収益については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

リカーリングセグメント

主にソフトウェア保守、ハードウェアの保守・運用、クラウド、BPOサービスを提供しております。

これらの収益については、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(ロ) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引

(ハ) ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の評価を行っております。

なお、為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんは、発生年度より、その効果の及ぶ年数を実質的判断により見積り、その見積年数に基づく定額法により償却しております。

(8) 表示方法の変更

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「雑収入」と営業外費用の「その他」に含めておりました「雑損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「雑収入」は35,194千円、「雑損失」は375千円です。

(連結貸借対照表に関する注記)

受取手形	74,095千円
売掛金	3,863,184千円
契約資産	601,887千円
有形固定資産の減価償却累計額	1,684,836千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	29,430,000株	一株	818,100株	28,611,900株

(注) 普通株式の株式数の減少818,100株は自己株式の消却によるものです。

2. 自己株式の種類および数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,722,504株	818,194株	993,200株	1,547,498株

- (注) 1. 当連結会計年度期首および当連結会計年度末の普通株式の自己株式の株式数には、取締役向け株式交付信託が保有する当社株式123,796株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、自社株式の買付818,100株、単元未満株式の買取請求94株です。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却818,100株、ストックオプションの行使による自己株式の処分175,100株です。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月11日 取締役会	普通株式	835,313千円	30円00銭	2023年3月31日	2023年6月22日

(注) 配当金の総額には取締役向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3,713千円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,088,027千円	40円00銭	2024年3月31日	2024年6月24日

(注) 配当金の総額には取締役向け株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金4,951千円が含まれております。

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

・新株予約権の目的となる株式の種類および数

2017年9月13日開催の取締役会決議によるストックオプション
普通株式 47,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金および債券での運用を原則としており、債券での運用にあたっては、格付機関による格付を参考に安全性が高いと判断したもののみを対象としています。

また、資金調達においては、銀行等からの借入によらず、運転資金および投資資金ともに自己資金で賄うことを基本としています。なお、一時的な資金需要の増加に備えるため、銀行との間でコミットメントライン契約を結んでいます。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するために為替予約を行い、投機的な取引は行わない方針です。

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクにつきましては、与信管理規程に基づき、顧客ごとの残高管理、期日管理等を行うとともに、定期的に顧客の信用状況を調査しています。

有価証券および投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則として1年以内の支払期日です。営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、毎月資金繰り計画を作成し管理しています。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（先物為替予約）を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替取引です。その取引については、業務執行委員会で承認を得た取引方針や社内規程に従い、経理部で取引を行い、取引の都度管理本部長に取引内容の報告を行うとともに、月次の取引実績および取引残高について業務執行委員会に報告を行っております。なお、ヘッジ会計に関する、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等）に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、以下のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	9,599,513	9,597,070	△2,443
その他有価証券	2,334,793	2,334,793	—

(※) 市場価格のない株式等は非上場株式であり、連結貸借対照表計上額は144,252千円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	2,334,793	—	—	2,334,793

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 その他	—	9,597,070	—	9,597,070

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

その他の時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 695円75銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 101円77銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりです。

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりです。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	システム開発・販売	リカーリング	
一時点で移転される財	9,480,092	—	9,480,092
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	2,589,906	8,534,929	11,124,836
合計	12,069,999	8,534,929	20,604,929

各セグメントの収益の分解情報とセグメント情報に記載した「外部顧客への売上高」との関係は以下のとおりです。なお、その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等です。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	システム開発・販売	リカーリング	
顧客との契約から生じる収益	12,069,999	8,534,929	20,604,929
その他への収益	47,864	—	47,864
合計	12,117,864	8,534,929	20,652,793

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
契約資産(期首残高)	357,366
契約資産(期末残高)	601,887
契約負債(期首残高)	717,642
契約負債(期末残高)	1,017,321

契約資産は、ソフトウェア開発に関して進捗率に基づき収益認識する契約および原価回収基準の適用を受ける契約について期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社および連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する当社および連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該ソフトウェア開発に関して進捗率に基づき収益認識する契約および原価回収基準の適用を受ける契約について、契約内容に従い請求し回収時期に受領しております。

契約負債は、主に履行義務の充足の時期に収益を認識する契約について、支払条件に基づいて顧客から受け取った期間分の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、609,915千円です。

また、当連結会計年度において、契約資産が244,521千円増加した主な理由は、一定期間にわたり充足される履行義務の増加であり、契約負債が299,678千円増加した主な理由は、決済端末やシステム、保守ライセンス契約等の増加です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	システム開発・販売	リカーリング	
1年以内	6,042,707	5,832,157	11,874,864
1年超2年以内	396,080	2,065,310	2,461,391
2年超3年以内	105,213	1,191,305	1,296,518
3年超	2,485	964,707	967,193
合計	6,546,486	10,053,481	16,599,967

(その他の注記)

研究開発費の総額 248,139千円

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,762,739	流動負債	4,536,181
現金及び預金	3,176,408	買掛金	1,223,192
受取手形	74,095	未払金	510,879
売掛金	3,333,454	未払費用	251,010
契約資産	601,887	未払法人税等	658,728
リース投資資産	110,522	未払消費税等	256,818
有価証券	9,599,513	契約負債	1,017,321
商仕掛品	392,528	預り金	39,425
仕蔵品	262,912	賞与引当金	578,431
貯蔵品	15,978	その他	375
前払費用	173,979		
その他	21,458		
固定資産	5,398,296	固定負債	273,632
有形固定資産	768,136	退職給付引当金	201,940
建物	352,103	株式引当金	67,414
構築物	2,462	長期未払金	4,278
機械及び装置	16,891		
工具、器具及び備品	222,838		
土地	149,565		
建設仮勘定	24,275		
無形固定資産	398,203	負債合計	4,809,814
ソフトウェア	288,685	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	101,937	株主資本	17,394,008
その他	7,579	資本剰余金	1,124,669
投資その他の資産	4,231,956	資本準備金	1,221,189
投資有価証券	2,338,309	利益剰余金	16,303,866
関係会社株	1,193,699	利益準備金	94,356
関係会社長期貸付金	18,000	その他利益剰余金	16,209,510
長期前払費用	109,155	別途積立金	5,512,500
繰延税金資産	65,088	繰越利益剰余金	10,697,010
敷金及び保証金	386,987	自己株式	△1,255,716
保険積立金	86,613	評価・換算差額等	950,590
その他	34,171	その他有価証券評価差額金	950,588
貸倒引当金	△68	繰延ヘッジ損益	2
		新株予約権	6,622
資産合計	23,161,036	純資産合計	18,351,221
		負債及び純資産合計	23,161,036

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2023年4月1日)
(至2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		18,796,163
売上原価		11,906,424
売上総利益		6,889,738
販売費及び一般管理費		3,345,819
営業利益		3,543,919
営業外収益		
受取利息	435	
有価証券利息	3,454	
受取配当金	58,834	
雑収入	37,825	100,549
営業外費用		
支払手数料	7,498	
固定資産除却損	2,699	
為替差損	48	
雑損失	1,470	11,716
経常利益		3,632,752
特別利益		
新株予約権戻入益	2,750	2,750
税引前当期純利益		3,635,502
法人税、住民税及び事業税	992,093	
法人税等調整額	505	992,599
当期純利益		2,642,902

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2023年4月1日)
(至2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	121,764	1,342,953	94,356	5,512,500	9,454,192	15,061,049
当事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△835,313	△835,313
当期純利益							2,642,902	2,642,902
自己株式の取得								
自己株式の処分			△10,785	△10,785				
自己株式の消却			△675,750	△675,750				
利益剰余金から資本剰余金への振替			564,771	564,771			△564,771	△564,771
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当事業年度中の 変動額合計	-	-	△121,764	△121,764	-	-	1,242,817	1,242,817
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	-	1,221,189	94,356	5,512,500	10,697,010	16,303,866

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	△1,173,259	16,355,411	427,582	1,158	428,741	22,390	16,806,543
当事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△835,313					△835,313
当期純利益		2,642,902					2,642,902
自己株式の取得	△900,027	△900,027					△900,027
自己株式の処分	141,820	131,035					131,035
自己株式の消却	675,750	-					-
利益剰余金から資本剰余金への振替		-					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			523,005	△1,156	521,849	△15,767	506,081
当事業年度中の 変動額合計	△82,456	1,038,596	523,005	△1,156	521,849	△15,767	1,544,677
当 期 末 残 高	△1,255,716	17,394,008	950,588	2	950,590	6,622	18,351,221

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの
期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産

商品・貯蔵品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(3) デリバティブ取引

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備・構築物については定額法）によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

(2) 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売数量に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

その他

定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間の均等償却をしております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(イ) 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年～10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(4) 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役(監査等委員である取締役およびそれ以外の取締役のうち社外取締役であるものを除く)への当社株式または金銭の給付に備えるため、当事業年度末の株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 重要な収益および費用の計上基準

(1) 収益および費用の計上基準

(イ) システム開発・販売セグメント

主にシステム機器販売、受注制作のソフトウェアに係る開発案件のサービスを提供しております。

受注制作のソフトウェアに係る開発案件に係る収益については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗率に基づき収益を認識しております。進捗率の測定は、期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りができない場合は、原価回収基準を適用しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものについては、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務が充足された時点で収益を認識しております。

システム機器販売に係る収益については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(ロ) リカーリングセグメント

主にソフトウェア保守、ハードウェアの保守・運用、クラウド、BPOサービスを提供しております。

これらの収益については、顧客との契約に基づいて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース取引開始日に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建買掛金 外貨建未払金 外貨建予定取引

(3) ヘッジ方針

当社の内部規程である「デリバティブ取引規程」に基づき、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性の判定を行っております。

なお、為替予約取引については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同じであり、ヘッジに高い有効性があるとみなされるため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,487,682千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	25,407千円
長期金銭債権	18,000千円
短期金銭債務	123,628千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
売上高	57,815千円
売上原価	670,822千円
販売費及び一般管理費	△51,700千円
営業取引以外の取引高	160,831千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,710,009株	818,194株	993,200株	1,535,003株

- (注) 1. 当事業年度末の普通株式の自己株式の株式数には、取締役向け株式交付信託が保有する当社株式123,796株が含まれております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、自社株式の買付818,100株、単元未満株式の買取請求94株です。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、自己株式の消却818,100株、ストックオプションの行使による自己株式の処分175,100株です。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因

未払事業税	40,972千円
会員権評価損	14,198千円
事業用土地評価損	84,628千円
賞与引当金	177,115千円
退職給付引当金	61,834千円
長期未払金	1,309千円
投資有価証券評価損	57,830千円
関係会社株式評価損	23,230千円
減価償却超過額	23,107千円
その他	103,539千円
小計	587,766千円
評価性引当額	△181,216千円
繰延税金資産合計	406,550千円

2. 繰延税金負債の発生 の主な原因

その他有価証券評価差額金	△341,461千円
その他	△1千円
繰延税金負債合計	△341,462千円
繰延税金資産純額	65,088千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)アイ・シー・アール	所有 直接100.0%	役員の兼任 資金の援助 売上先 業務受委託	管理業務受託 (注1)	3,600千円	その他流動資産	330千円
				出向負担金 の受取 (注1)	19,200千円	その他流動資産	1,600千円
				売上 (注1)	29,200千円	売掛金	19,359千円
				出向負担金 の支払 (注1)	185,190千円	未払金	30,163千円
				業務委託 (注1)	132,927千円		
				貸付金の回収 (注2)	12,000千円	関係会社長期 貸付金	18,000千円
				利息の受取 (注2)	282千円	その他流動資産	59千円
				現物配当の受取 (注3)	122,130千円	—	—
	(株)シー・ヴィ・シー	所有 直接100.0%	役員の兼任 売上先	売上 (注1)	5,934千円	売掛金	112千円
	(株)イー・ブ	所有 直接100.0%	役員の兼任 売上先 外注先	売上 (注1)	2,240千円	買掛金	330千円
外注 (注1)				186,237千円	買掛金	35,976千円	
(株)シ・デ・イ	所有 直接100.0%	役員の兼任 売上先	売上 (注1)	19,210千円	売掛金	—	
			出向負担金 の受取 (注1)	42,919千円	その他流動資産	3,385千円	
関連 会社	(株)アイセル	所有 直接24.9% 被所有 直接0.2%	役員の兼任 売上先 外注先	売上 (注1)	1,230千円	売掛金	231千円
				外注 (注1)	206,904千円	買掛金	22,629千円

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

2. 資金の貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 現物配当の受取は、2023年9月29日付グループ内組織再編により、関係会社株式を取得したものです。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	677円50銭
2. 1株当たり当期純利益	97円03銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりです。

(その他の注記)

研究開発費の総額 163,062千円

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 正 広
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦 俊 行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 正 広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松浦 俊 行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示があるかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社アイティフォー 監査等委員会
常勤監査等委員 本山昌人 ㊟
監査等委員 佐藤誠 ㊟
監査等委員 小泉大輔 ㊟

(注) 監査等委員佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上